

# 新島村立新島小学校「いじめ防止基本方針」

## I いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

### 1 基本理念

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものである。

- (1) いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として対策を行う。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響をいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として対策を行う。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、村の関係機関や一貫、地域、家庭、その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して対策を行う。

### 2 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるように、保護者や地域住民の他、関係者・関係機関と連携を図りながら学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

## II 未然防止・早期発見のための対策

### 1 未然防止のための対策

- (1) 互いの個性を理解し、相手の気持ちを考え、人の嫌がることをしない、言わない、許さない学級・学校づくりをする。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を作る素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 人権を意識した活動を様々な場面で取り上げるようにする。
- (4) コミュニケーションを図りやすい職場環境をつくり、「いじめ防止基本方針」の共通理解を図るとともに組織的対応ができるよう、研修等を行う。
- (5) 児童はもちろん、保護者や地域住民の声をきちんと受け止めるとともに関係機関や一貫での情報交換を密にし、いじめの未然防止や早期発見に努めるようにする。

## 2 いじめ等早期発見のための対策

### (1) ふれあい月間

児童が抱えているストレスや悩みを相談できる窓口として「相談ポスト」を設置し、児童の明るく健全な学校生活をサポートする。(6月・11月・2月に実施)

### (2) いじめ調査

いじめについては児童、保護者、学校全体で取り組むものという考えのもと、いじめを受けている児童、いじめを目にした児童の声を拾い、いじめに関する現状を把握するとともに、迅速に対応する。

#### 【実施方法】

- ①ふれあい月間及びいじめアンケートに関する内容の朝会講話を行う。
- ②いじめアンケートの意図をお便りにて家庭に周知する。
- ③保健連絡袋に入れて児童全員に配布し、保護者とともに家庭で記入する。
- ④アンケートの内容により、迅速に個人面談、指導を行う。面談は必要に応じて複数で行う。
- ⑤〇がついていた児童の保護者に指導の経過を報告する。
- ⑥報告書を作成し、夕会や職員会議で共通理解を図る。

### (3) スクールカウンセラーによる全員面談

5年生を対象とした全員面談を実施する。必要に応じて再度面談や担任を交えた三者面談を行う。(5月までに日程を決定し、年間計画に入れる。)

### (4) いじめ防止のための研修計画

いじめ防止等の対策に関する校内研修を計画・実施し、教職員の質の向上を図る。

- 5月 新島小学校いじめ基本方針についての確認
- 6月 いじめ等アンケートの実施(全校児童対象) いじめに関連した授業①
- 7月 いじめ防止のための「学習プログラム」についての研修
- 9月 学期始め、いじめの未然防止・早期発見について
- 11月 いじめ等アンケートの実施(全校児童対象) いじめに関連した授業②
- 12月 いじめ防止のための「学習プログラム」についての報告
- 2月 いじめ等アンケートの実施(全校児童対象) いじめに関連した授業③
- 3月 いじめ基本方針見直し

※10月、2月に生活指導全体会を行い、配慮を要する児童について共通理解を図る。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送受信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、教科における情報教育、ネット安全教室等を行う。また、村で定めた『新島・式根島 SNS ルール』を広め徹底するよう努める。

### 3 「いじめ対策会議」の設置

いじめ防止及び対策を効果的に行うため次の機能を担う「いじめ対策会議」を設置する。  
〈構成員〉 校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、生活指導部メンバー（事案発生時は当該学年担任を含む）、スクールカウンセラー

〈活動〉 ①いじめ防止に関すること  
②いじめの未然防止・早期発見に関すること  
③いじめの事案に対する対応のこと  
④いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童理解を深めること

〈開催〉 いじめ防止及び対策のため、職員会議や夕会にて情報を共有し、その他必要に応じていじめ対策会議を開催する。

## Ⅲ いじめ発生時の対策と再発防止対策

### 1 いじめに対する対応

- ①いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは保護者、本人と相談の上、一定期間、別室において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめの関係者間におけるトラブル防止のために、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。
- ⑥指導後もいじめが繰り返されたり、悪質ないじめが継続したりする場合は、教育委員会と連携を図り、いじめを行う児童に、懲戒を与えるものとする。

### 2 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、新島村教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。